

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

－概要版－

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）に基づいて、市町村における一般廃棄物の排出抑制に向けた方策、処理に関する基本方針等の事項について示し、住民、事業者、行政の協働により取組を推進するための基本計画です。

計画期間

上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、令和22年度を「最終目標年次」とし、15年後を見通した計画とします。また、本計画は令和12年度を「短期目標年次」とし、10年後の令和17年度を「中間目標年次」に設定します。

ごみの現状

ごみ量、1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度以降、微減傾向で推移しています。

前計画の目標（令和7年度）である「1人1日当たり家庭ごみ排出量（資源、資源集団回収除く）」550g/人・日と「事業系ごみ排出量」2,050tは、令和6年度に達成しています。

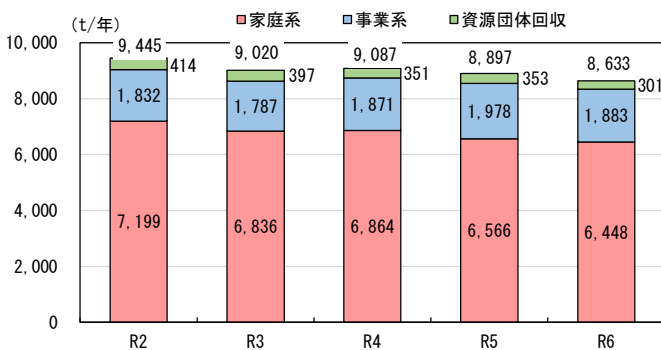
■ごみ量と1人1日当たりごみ排出量

- 🔗 家庭系ごみはやや減少傾向。1人1日当たりの排出量は、令和2年度の630.4gから約60g減少
- 🔗 事業系ごみは、排出量・1人1日当たりの排出量ともに増減があるものの横ばい傾向
- 🔗 資源団体回収（自治会や育成会などによる資源再利用運動）は回収量・排出原単位とも減少傾向

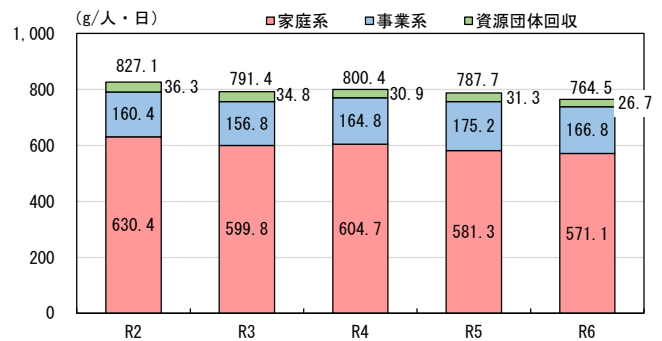
■資源化量と最終処分量

- 🔗 資源化量は減少傾向。特に資源集団回収は減少が続いている
- 🔗 最終処分量は令和2年度から約18%減少（令和4年度の数値はクリーンパーク茂原の火災による影響が大きい）

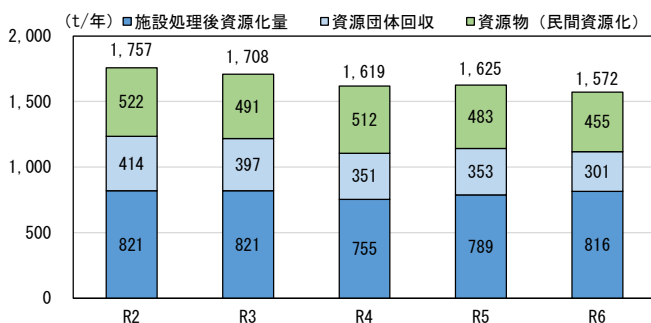
《ごみ量の推移》



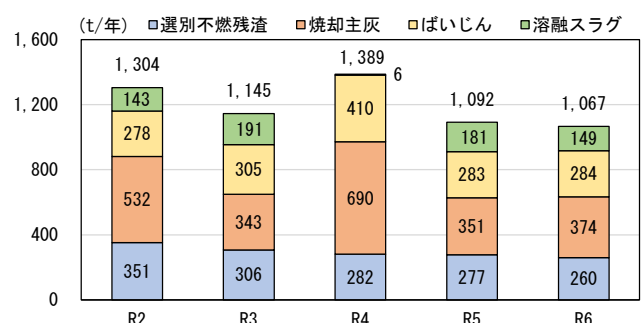
《1人1日当たりごみ排出量の推移》



《資源化量の推移》



《最終処分量の推移》



課題

3 Rの強化 及び 4 Rの促進	ごみ排出量を減らすためには、3 Rの取組を強化することに加え、4 R（①不要なものは断る“リフューズ”、②ごみを減らす“リデュース”、③繰り返し使う“リユース”、④資源として再生利用する“リサイクル”）についても3 Rの強化と合わせて取り組むことで、さらなるごみ減量、資源化を進める必要があります。
分別の徹底	家庭から排出される燃やせるごみの中には、資源化可能な紙類などの資源物が一定量混入しています。これらの分別を徹底し、リサイクルを着実に進める必要があります。
食品ロス削減 に向けた取組	ごみ組成分析調査結果から、未利用食品などの食品ロスがみられます。広報やイベント、出前講座等の際に町民や事業者へ広く周知徹底を図り、廃食用油の店頭回収のさらなる展開をはじめ、事業者と連携した取組についても検討していく必要があります。
プラスチック 資源化への 取組	「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年6月）に基づき、自治体は製品プラスチックの分別回収・再商品化への取組が求められています。本町では「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開する必要があります。
町民・事業者 への啓発	ごみ・資源物分別アプリ、コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助制度や出前講座等の取組をさらに強化しつつ、3 Rの重要性や4 Rについて町民・事業者へ広く周知する必要があります。また、外国人や集合住宅の居住者等、情報が届きにくい人への情報提供方法を工夫しながら、伝えていく工夫が求められます。
安定したごみ 処理・処分 体制の整備	広域的連携を行う宇都宮市とともに、焼却処理量及び最終処分量の低減に努め、安定した中間処理施設及び最終処分場の稼働・整備の推進に向けて、さらなるごみ減量・資源化の推進を図る必要があります。また、必要に応じて適切な費用の負担や分別区分、ごみ収集体制の見直し等を検討する必要があります。なお、発火や火災の原因となるリチウムイオン電池を含む廃棄物について、分別排出やその方法を広く周知する必要があります。
高齢者への 対応	少子高齢化の進展を踏まえ、高齢者や障がいのある方のごみ出しのサポート方法・体制を、関係各課等とともに検討する必要があります。
災害時の 体制の整備	「上三川町災害廃棄物処理計画」（令和2年6月）に則って、災害廃棄物の迅速かつ安全な処理に向け、関係各課及び国、県、関係機関、事業者と協力した対応が求められます。近年多発している風水害についても課題や対策を検討し、実効性のある体制を構築する必要があります。また、災害時のごみの排出方法等を町民に周知し、関係者との情報の共有を図り、災害時の円滑な収集運搬や衛生環境の維持に努めることが重要です。

コラム 食品ロスの問題

日本における食品ロス発生量約 464 万トン（令和5年度）のうち、家庭から発生する食品ロスは 233 万トン（約 50%）です。

日本人 1 人当たり年間量に換算すると、37kg になります。家庭においては、食品の買いすぎや作りすぎ、賞味期限切れによる廃棄などを減らすほか、事業者についても生産から流通における見直しなどを行っていく必要があります。

家庭（日常生活）でできること

- ・ 買い物の前に冷蔵庫などを確認する
- ・ 使う分、食べられる量を買う
- ・ 賞味期限、消費期限を確認する
- ・ 食材を適切に保存する
- ・ 食べきれない量を作る
- ・ 余った料理はリメイクレシピなどで工夫する
- ・ 飲食店では適量を注文する
- ・ フードバンクやフードドライブに参加する など



基本理念

みんなで創る豊かな未来 循環型のまち 上三川

3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を中心に、4 R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取組を進め、省資源化や脱炭素等の環境への負荷が少ない循環型社会へ移行していきます。本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。



基本方針

基本方針 1 各主体の意識高揚と連携

本町の豊かな自然環境を維持するとともに、町民・事業者・行政の協働により資源循環を進め、災害に強く、安心して暮らすことのできる町の実現を目指します。

基本方針 2 3 Rを重視した4 Rの取組の強化

さらなるごみの減量・資源化を実現するためには、「物を大切に使い、ごみとなるものをできるだけ出さない（リデュース）」、「まだ使えるものは再使用する（リユース）」、「資源として再生利用する（リサイクル）」を重点的に実施するとともに「不要なものは断る（リフューズ）」を加えた4 Rにかかる取組を進める必要があります。

また、プラスチック製品など新たに資源化に取り組む可能性がある品目については、検討を進めます。

基本方針 3 適正処理・処分の推進

ごみ及び資源物として排出されたものについては、宇都宮市と連携しながら、中間処理においてできる限り資源化を進めることで、適正処理を実行し、最終処分量の削減を図ります。

基本方針 4 これからの社会変化への対応

人口の減少、少子高齢化社会の到来を見据え、社会の変化に対応した廃棄物処理体制を構築します。また、地震や水害など、近年増加する災害に備え、宇都宮市や県、国とも連携し、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んでいきます。

目標値

家庭及び事業所におけるごみの減量や資源化の取り組みの成果を反映するものとして、目標 1 と 2 を、最終処分量の低減を目指すため、目標 3 について目標を設定します。

目標項目	基準値 令和 6 年度	短期目標 令和 12 年度	中期目標 令和 17 年度	長期目標 令和 22 年度
1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源、資源団体回収除く) [g/人・日]	483	475	465	460
2 事業系ごみ排出量 [t/年]	1,883	1,880	1,850	1,815
3 最終処分量 [t/年]	1,067	1,035	1,005	975

施策体系

減量等の目標達成を目指し、4つの基本方針に基づいて様々な施策を展開します。

主要な主体である、町民、事業者、行政は、それぞれが日常生活や事業活動の中で、自らが取り組むことができることを実践し、ごみの減量や資源化に努めることが求められています。また、各主体が相互に連携しながら、ライフスタイルの変革や廃棄物の少ない生産・流通・販売といったシステムの構築も必要です。

基本方針1 各主体の意識高揚と連携

- 1-1 出前講座等による町民の意識高揚
- 1-2 教育機関と連携した環境教育の充実
- 1-3 広報誌、ホームページ、アプリ等による情報提供
- 1-4 イベント等における意識啓発
- 1-5 地域、活動団体、事業者、関係機関等との連携



基本方針2 3Rを重視した4Rの取組の強化

- 2-1 生ごみの減量化に向けた取組の徹底
- 2-2 食品ロスの削減
- 2-3 容器包装の削減
- 2-4 衣類等のリユースの推進
- 2-5 分別排出の徹底
- 2-6 施設における大型ごみのリユースの推進
- 2-7 資源再利用運動報奨金制度の推進（資源団体回収の促進）



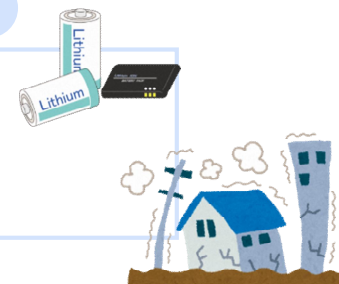
基本方針3 適正処理・処分の推進

- 3-1 分別収集体制
- 3-2 中間処理施設の維持管理と整備
- 3-3 最終処分量の削減
- 3-4 家庭系ごみ有料化の調査・研究
- 3-5 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進



基本方針4 これからの社会変化への対応

- 4-1 高齢化社会への対応
- 4-2 新たな分別品目の検討
- 4-3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた取組
- 4-4 処理困難物等への対応の検討



上三川町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版
令和8（2026）年3月

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1丁目1番地
TEL:0285-56-9111 FAX:0285-56-6868